【留意事項】著作権法 35 条及び 2020 年度の時例措置により、著作物は、学校等における授業に使用する場合に例外的に無許諾・無償で複製及び公衆送信することができます。本資料は同法上の著作物を含む場合がありますので、本資料の全部又は一部を他人に貸与・販売したり、インターネット上に再アップロードしたりすることを禁じます。

2018 年度　授業評価アンケート報告書

京都大学大学院　教育学研究科
2019 年度　自己点検・評価委員会

【留意事項】著作権法 35 条及び 2020 年度の時例措置により、著作物は、学校等における授業に使用する場合に例外的に無許諾・無償で複製及び公衆送信することができます。本資料は同法上の著作物を含む場合がありますので、本資料の全部又は一部を他人に貸与・販売したり、インターネット上に再アップロードしたりすることを禁じます。

■１．はじめに

2018 年度の前期および後期に、教育学部・教育学研究科において実施された「授業評価アンケート」の報告をいたします。本学部・研究科の学部生・大学院生による授業評価は、2005 年度から実施され、さまざまな検討と改訂を繰り返しながら、現在まで継続的に実施されています。以前は、前期・後期にそれぞれ 200 以上開講されている科目の中から、講義・演習・ゼミナール等の授業タイプ別にいくつかの科目をピックアップして評価対象としていましたが、2014 年度からは、本学部・研究科が提供するすべての科目を評価の対象としています。

アンケートの内容は、開始当初のものと現在のものでは、大きく異なりますが、本学部・研究科における授業評価アンケート実施に関する基本的な考え方は変わっていません。第一に、授業評価一般がそうであるように、本授業評価は、授業の改善を目的としています。しかし、本学部・研究科の研究の対象が「教育」であることから、本学部・研究科の学部生・大学院生による授業評価には、もう１つ別の期待が加わることになります。それは、学部生・大学院生が、評価とは何か、その対象となる教育や授業とは何かを自ら考え、反省し、その過程の中で評価の力を涵養すること、そして、そうして培われた評価の力をもってなされた評価によって、教員が自らの教育について理論と実践のあり方を「再形成」していくという期待です。このことは、2005 年度の授業評価報告書に記されています。

2018 年度の授業評価アンケートは、基本的に、2017 年度のものを踏襲しています。したがって、前回同様、「シラバスの活用」と「学習時間」に重点を置いていますが、上記の趣旨をふまえ、「学習の達成度」に関する自己評価を求めています。

【留意事項】著作権法 35 条及び 2020 年度の時例措置により、著作物は、学校等における授業に使用する場合に例外的に無許諾・無償で複製及び公衆送信することができます。本資料は同法上の著作物を含む場合がありますので、本資料の全部又は一部を他人に貸与・販売したり、インターネット上に再アップロードしたりすることを禁じます。

■２．授業評価アンケートの内容と実施方法

§2.1　「授業評価アンケート」の構造

「授業評価アンケート」は大きく４つの部分に分かれている。最後に、「授業の感想」を自由記述で求めているが、この部分は担当教員に個別にフィードバックを行い、ここでは報告しない。

１．シラバスの活用状況について：
- (1) シラバスを活用したどうか、活用した場合には、どのような用途だったのか選択肢によって回答。
- (2) シラバスの情報は十分なものだったか、十分でなかった場合には、どのような理由だったのか選択肢によって回答。

２．学習時間について
- (1) 当該科目の出席回数を選択肢によって回答。
- (2) 当該科目に係る予習・復習、宿題・課題等を行った時間を１週間当たりの平均で選択肢によって回答。

３．学習の達成度について
- (1) 当該科目の到達目標に照らして達成できたかどうか、自己評価を選択肢によって回答。
- (2) 学習の達成度が「達成できなかった」又は「やや達成できなかった」の場合、達成できなかった理由を、選択肢により回答。
- (3) 効果的だった学習活動についての自由記述

４．授業の内容・満足度について
- (1) 授業の内容・満足度について選択肢によって回答。
- (2) 当該科目の全体として満足度を選択肢によって回答。

§2.2　実施した授業科目

教育学部・教育学研究科が提供するすべての科目（科目数は以下の通り）

学部：前期 102、後期 125

大学院：前期 92、後期 96

§2.3　実施した対象者

授業に出席した学生・大学院生・科目等履修生（履修者数および回答者数は次の通り）

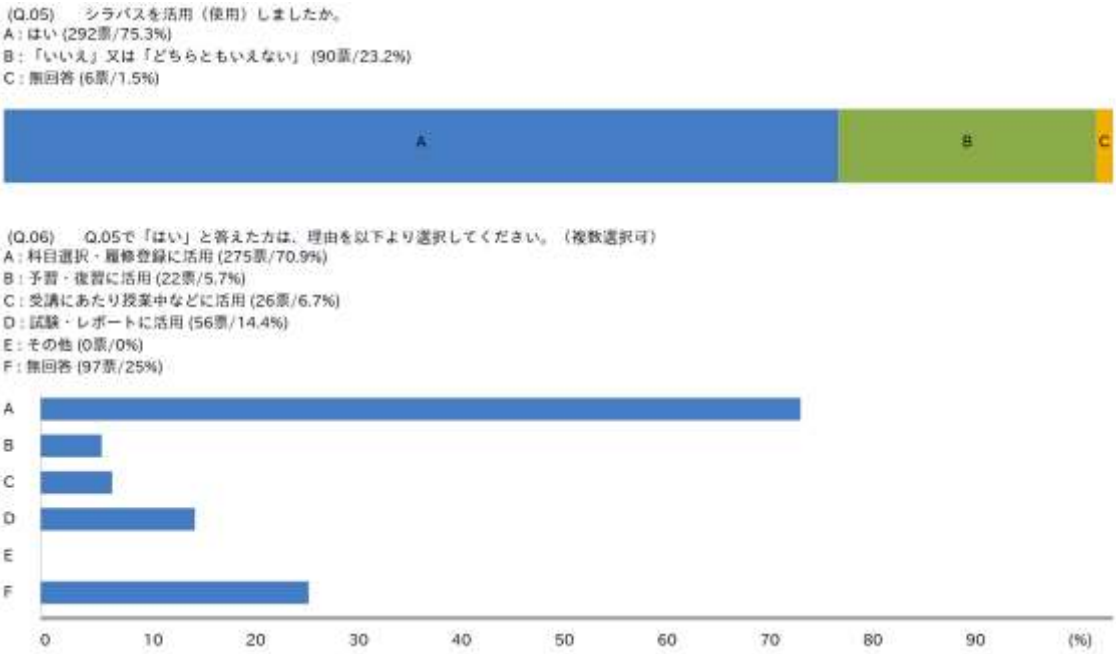
【留意事項】著作権法 35 条及び 2020 年度の時例措置により、著作物は、学校等における授業に使用する場合に例外的に無許諾・無償で複製及び公衆送信することができます。本資料は同法上の著作物を含む場合がありますので、本資料の全部又は一部を他人に貸与・販売したり、インターネット上に再アップロードしたりすることを禁じます。

§3.3　データの集計結果

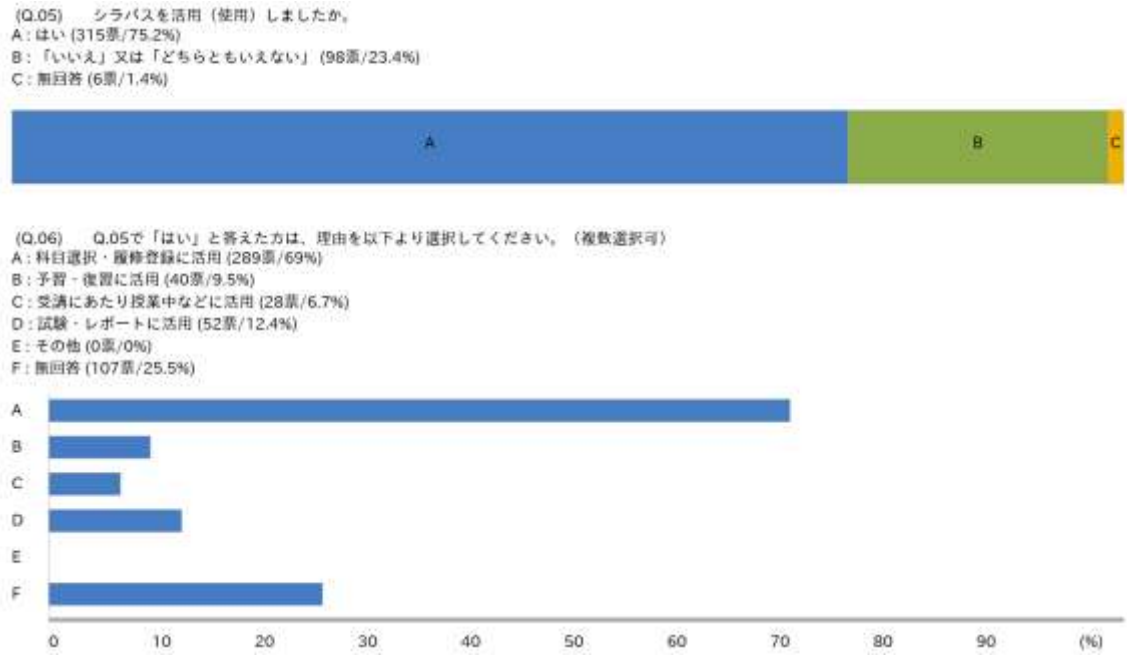
Q05　Q06

学部

前期



後期

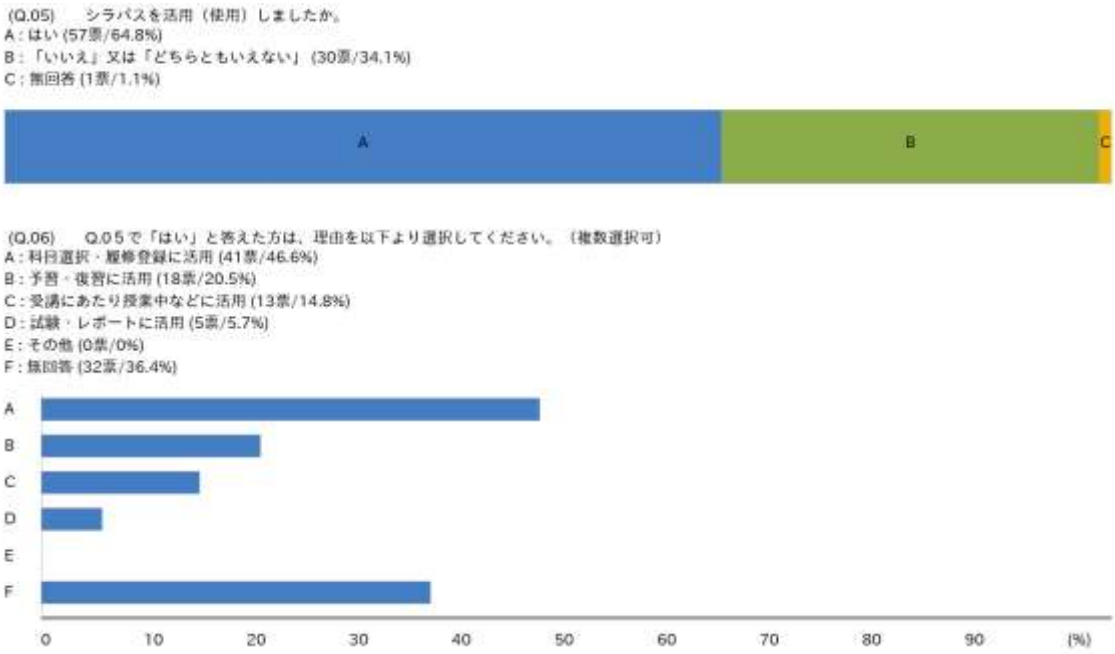


【留意事項】著作権法 35 条及び 2020 年度の時例措置により、著作物は、学校等における授業に使用する場合に例外的に無許諾・無償で複製及び公衆送信することができます。本資料は同法上の著作物を含む場合がありますので、本資料の全部又は一部を他人に貸与・販売したり、インターネット上に再アップロードしたりすることを禁じます。

Q05　Q06

大学院

前期



後期

